
よくある問い合わせ（学友）

Q 1. どのようにホームカミングに申し込むのですか？

ホームカミングは、学友ご本人からの申請ではなく、世話クラブまたは地区米山奨学委員会等からの推薦により、地区が招待学友を決定して実施する制度です。

ホームカミングによる来日をご希望の場合、世話クラブやカウンセラーに希望をお伝えいただくことは可能ですが、地区の実施スケジュールと合致した時に、招待学友としてご協力をお願いすることになりますので、ご了承ください。

Q 2. 家族などが同行してもいいですか？

学友の家族や関係者が、学友と一緒に来日することは可能です。

ただし、補助費の対象は学友ご本人分のみとなります。同行者の来日費用は自己負担となります。

※同行者のビザ申請書類が必要な場合は、招待地区（クラブ）にて作成していただくことになっています。

Q 3. 7日間を超えて日本に滞在することはできないのですか？

できます。

ホームカミングによる滞在の上限が最長7日間ということであり、学友本人の都合による日本滞在期間を限定するものではありません。

Q 4. ローター関連のイベントへの「参加費」は補助費に含まれますか？

例会や地区大会の参加費（登録料）など、学友ご本人分のみ補助費として認められます。

Q 5. 母校や指導教官訪問、会員の墓参等の交通費・食費は認められますか？

奨学期間中の関係者への訪問、また母校訪問、招待地区内の視察、スピーチや関係者・留学生等との交流を含む内容であれば、ホームカミングの主旨に沿う内容として、補助費使途の範囲内で学友ご本人分のみ認められます。

※学友ご本人の仕事や観光目的の内容はすべて個人スケジュールとして、補助費の対象外です。

Q6. 移動時の飲食費の支払いはどうすればよいのですか？

必ずレシート・領収書を受け取るか、価格がわかる写真を撮って、地区のホームカミングご担当者にお渡しください。

Q7. 交通費・食費は領収書がないものは認められないのですか？

5,000円以上は、必ず領収書が必要です。

母国や日本国内の交通費で領収書等がとれない場合、なるべく事前購入の控え・切符・請求書など、または任意の用紙に交通機関名と経路を記載したものを地区／クラブのホームカミング担当者へお渡しください。

飲食代は、できるだけレシートを取ってください。

Q8. 海外旅行保険はどのようになっていますか？

海外から来日する学友については、各自で海外旅行保険に加入することを推奨しています。ホームカミング対象期間の最長7日間、日本円に換算して上限7,000円までを実費支給します。来日時、保険契約証を地区またはクラブのホームカミング担当者へ渡し、精算してください。